

《利用者負担額（保育料）一覧》 制度の改正等により変更する場合があります。

【1号認定の料金（幼稚園等利用者）】

階層区分	定義		利用者負担額月額
A	生活保護世帯		0円
B	市町村民税非課税		0円
D1	ひとり親・障がい世帯 市町村民税所得割課税額	77,100円以下	6,000円
	上記以外の世帯 市町村民税所得割課税額	77,100円以下	9,400円
D2	市町村民税課税所得割課税額		13,800円
D3	市町村民税課税所得割課税額		19,000円

※教育標準時間（4時間）の保育料です。1号認定の場合、利用者負担金とは別に各施設で定める費用（給食費や通園バス代）がかかる場合があります。

【2号・3号認定の料金（保育所等利用者）】

階層区分	定義		2号（3～5歳）		3号（0～2歳）		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	
B	町民税非課税世帯（ひとり親・障がい世帯）		0	0	0	0	
	町民税非課税世帯（上記以外の世帯）		6,000	6,000	9,000	9,000	
C1	均等割のみ課税世帯（ひとり親・障がい世帯）		5,250	5,150	6,750	6,650	
	均等割のみ課税世帯（上記以外の世帯）		11,500	11,300	14,500	14,300	
町民税所得割課税世帯	D1	所得割 48,600円以下	ひとり親・障がい世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
			上記以外世帯	16,500	16,000	19,500	19,000
	D2	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親・障がい世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
			上記以外世帯	22,000	21,500	25,000	24,500
		77,101円以上	97,000円未満	22,000	21,500	25,000	24,500
	D3	97,000円以上	169,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500
	D4	169,000円以上	301,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500
	D5	301,000円以上	397,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500
	D6	397,000円以上		27,000	26,500	30,000	29,500

※保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の保育料です。（給食費込み）

1. 年齢基準日は4月1日です。誕生日を迎えても、年度内は基準日の年齢で保育料を徴収します。
2. 「ひとり親・障がい世帯」は母子世帯、父子世帯、在宅障がい者のいる世帯です。
3. 1号認定の児童は、小学校3年以下の児童の中で、上から2人目の児童の負担額は非課税世帯の第2子以降の負担額は無料になり、課税世帯の第2子は半額になります。
4. 2・3号認定の児童は、兄弟で2人以上入所する場合は、非課税世帯の第2子以降の負担額は無料、課税世帯の第2子以降の負担額は半額になります。

5. 第3子以降の児童は、父母の市町村民税課税額の合計が57,700円未満（ひとり親・障がい世帯、1号認定は77,101円未満）の場合、国の制度により負担額が無料となります。また、それ以上の市町村民税課税額の場合で、18歳未満の子の中で第3子以降の児童は、六戸町独自の支援策により無料になります。